

平成 21 年度ラムサール条約湿地候補地検討会（第 1 回）

議 事 概 要

日時：平成 22 年 2 月 2 日（火）14:00～16:00

場所：中央区 NPO・ボランティア団体交流サロン会議室
（東京都中央区日本橋小伝馬町 5-1 十思スクエア 2 階）

出席者

<委員>

呉地 正行	日本雁を保護する会 会長
小林 聡史	釧路公立大学経済学部 教授 （ご欠席）
新庄 久志	釧路国際ウェットランドセンター 主任技術委員
鈴木 孝男	東北大学大学院生命科学研究科 助教
辻井 達一	財団法人 北海道環境財団 理事長
中須賀 常雄	元琉球大学農学部 教授
林 正美	埼玉大学教育学部 教授
細谷 和海	近畿大学農学部 教授
松井 正文	京都大学大学院人間・環境学研究科 教授

<環境省>

西山 理行	自然環境局野生生物課 課長補佐
中山 直樹	自然環境局野生生物課 登録調査係長
西野 雄一	自然環境局野生生物課 計画係長
浅津 智一	自然環境局野生生物課 計画係

<事務局>

佐々木 美貴	日本国際湿地保全連合 事務局長
中川 雅博	日本国際湿地保全連合 研究員
小畑 知未	日本国際湿地保全連合
横井 謙一	日本国際湿地保全連合

3. 議事概要

(1) 本検討会の位置づけについて

- ・本検討会は、主に科学的見地から国際基準に応じた候補地の検討を行う場とするが、それ以外に関する意見についてもとりまとめる。

(2) ラムサール条約湿地の要件（国際基準）について

- ・前回の選定手順について次回見直しを行う。
- ・国際基準1については小規模な湿地についても取り上げられるように検討するべき。

(3) 新たな国際基準9および水田決議について

- ・国際基準1～9と水田決議との関わりについて、水田決議は基準ではないが基準を満たす水田を積極的に登録する方向で検討する。
- ・既存の条約湿地37箇所のうち15箇所は周辺に水田が存在している。
- ・水田は湖沼の緩衝地帯の役割を持っているため、保全上これらを含めた一括した管理が望ましい。
- ・水域ネットワークを意識した考え方を一般にも啓蒙していくことが重要である。
- ・水田の場合は管理が必要であり、そのような人間の関わり（賢明な利用）を継続できるような施策も並行して考える必要がある。

(4) その他

- ・現状では国の保護区に指定することが必要となっているが、その要件を満たすのはハードルが高い。登録湿地を増やすためには県の条例などで対応できないのか。規制だけでなく賢明な利用も含めた条例でもって管理できれば、地域はもっと活性化すると思われる。

→事務局：法的担保を得たうえで、日本政府がラムサール条約湿地の登録を行うということは、対象湿地のマイナスの環境異変に対して場合によっては国が対策することを意味する。

- ・ラムサール条約に登録された場合に、条約湿地への登録が、その地域にとってプラスになれば住民の合意が得られやすい。
- ・ラムサール登録湿地になったが、管理が不十分な湿地がある。よって、新規の候補地を検討することと同時に、既存の登録湿地について管理方法を見直すことも重要である。
- ・日本の『重要湿地500』についても見直す必要がある。

平成 21 年度ラムサール条約湿地候補地検討会（第 2 回）

議 事 概 要

日時：平成 22 年 3 月 4 日（木）14:00～16:00

場所：中央区 NPO・ボランティア団体交流サロン会議室
（東京都中央区日本橋小伝馬町 5-1 十思スクエア 2 階）

出席者

<委員>

呉地 正行	日本雁を保護する会 会長
小林 聡史	釧路公立大学経済学部 教授
新庄 久志	釧路国際ウェットランドセンター 主任技術委員
鈴木 孝男	東北大学大学院生命科学研究科 助教
辻井 達一	財団法人 北海道環境財団 理事長
中須賀 常雄	元琉球大学農学部 教授
林 正美	埼玉大学教育学部 教授
細谷 和海	近畿大学農学部 教授
松井 正文	京都大学大学院人間・環境学研究科 教授

<環境省>

塚本 瑞天	自然環境局野生生物課 課長
山崎 進	自然環境局野生生物課 課長補佐
中山 直樹	自然環境局野生生物課 登録調査係長
西野 雄一	自然環境局野生生物課 計画係長
荒牧 まりさ	自然環境局自然環境計画課 サンゴ礁保全専門官

<事務局>

佐々木 美貴	日本国際湿地保全連合 事務局長
中川 雅博	日本国際湿地保全連合 研究員
横井 謙一	日本国際湿地保全連合 研究員

3. 議題

(1) 本検討会について

- ・ ラムサール条約湿地候補地を選定するための基準 1～9 について検討した。

(2) 基準 1 について

- ・ 本検討会では保護区の重複の有無については考えずに、科学的な観点からリストを作成する。
- ・ 「湖沼」について人工護岸率が高くても重要な湿地はあるので当該手順については削除する。
- ・ 藻場について 1000ha という面積の数的基準があるが広すぎる。とくに海草藻場の面積設定をもう少し狭くした方がよい。
- ・ マングローブ林と、その前面の干潟や海草藻場をひとまとめにした生態系として捉えるのが必要で、それらの連続性がきわめて大切である。本来は「マングローブ湿地」と呼ぶべき。
- ・ 普通種でも（希少種でなくても）地域によっては重要な種もたくさんいるので、そういった種も対象にするべき。

(3) 基準 2 について

- ・ IUCN「かつ」レッドデータブックではなく、IUCN「または」レッドデータブックに含まれる種とする。
- ・ 「近絶滅種」や「絶滅寸前種」、「絶滅危機」や「絶滅危惧」に関する用語は統一して改訂する。
- ・ 人工的に環境修復した場所などもターゲットにするべきである。
- ・ トキやコウノトリのように野生復帰した種についての取り扱いについても検討すべき。

(4) 基準 3 について

- ・ 生物多様性が高い特定の場所も拾えるようにすべき。
- ・ 海洋域における生物地理区体系を日本の地理的特殊性を加味して示し、それぞれの地理区分の中から重要な場所を選ぶのが大切である。
- ・ 決議 VII.21「潮間帯湿地の保全と賢明な利用の促進」を引用し、特に干潟を登録することが求められていることを示すこと。

(5) 基準 4 について

- ・ 水田についても適用できる可能性がある。

(6) 基準 5～8 について

- 魚類の定義としては魚介類と示し、条約にあるように「甲殻類、軟体動物類、その他の無脊椎動物なども含む」と記載すべきである。
- 鳥類について、ガンカモ調査やシギ・チドリ調査以外にも信頼性のある調査結果は使用すべきである。

(7) 基準 9 について

- 昆虫の場合、個体数を推定するのはきわめて困難である。魚類も同様である。
- 昆虫について、産地が何%であるかの議論であれば可能であり、レッドリストを決める際にもそのような基準を使っている。

(8) 水田の登録について

- 内陸性のシギ・チドリ類は水田に飛来するので、基準 3、4 はとても重要である。
- 登録する範囲も大事な視点であり、それを特定するために、生物がどの範囲まで移動するか等をはじめに調査する必要がある。

(8) その他

- 本検討会の意見を反映させ、事務局は部分的に文章を修正する。
- 来年度 2 回の検討会を開催する。第 1 回検討会は 6 月に予定している。